

2021年2月25日

京都府健康福祉部生活衛生課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和3年度京都府食品衛生監視指導計画(案)への意見

令和3年度京都府食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) HACCPシステムによる衛生管理の推進について

HACCPによる衛生管理が、令和2年6月から原則すべての食品等事業者に対して義務づけられました。令和2年度には食品等事業者へHACCP導入の推進を図るために、府内保健所において巡回指導による普及啓発、衛生管理ミニセミナー(8件)、個別相談会(9件)を実施されています。しかし、衛生管理ミニセミナーや個別相談会の件数が少ないと言わざるを得ません。適切でかつ具体的な取組み目標を立て、すすめていただきたいと考えます。

また、HACCPシステムについては、消費者の理解が十分に広がっていないと感じています。消費者向けの学習会等の機会を設け、理解がすすむように啓発・広報活動等を強めてほしいと考えます。

(2) リスクコミュニケーションの推進について

消費者の食の安心・安全の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。

「生産から消費まで、食品衛生に係る情報の提供や意見交換が行えるよう取り組む」とありますので一層の充実をお願いします。新型コロナウイルス感染症の流行拡大の状況によっては、オンラインを活用した意見交換会等を開催いただきたいと考えます。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、農薬、食中毒、健康食品、遺伝子組換え食品、輸入食品、食品表示等について要望します。

(3) 施設に対する監視指導(テイクアウト)について

新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、テイクアウトや宅配により食品を提供する施設が増加しています。そのような施設に対して令和2年度では巡回指導や啓

発チラシを用い、衛生管理の徹底を図られたとあります（啓発施設数が 653、収去検査がそうざい等が 50 検体）。精査をいただき、不十分な点については更なる予防啓発や監視・指導を強めてほしいと考えます。

(4) 輸入食品に関する監視指導について

昨今、輸入食品が増加する傾向にあります。食の安全を確保するための重要な課題として、国に対し輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望していただくことに加え、京都府内に流通している輸入食品の計画的かつ効率的な収去検査を引き続き強めてほしいと考えます。

(5) 監視・指導の実施体制について

保健所や保健環境研究所における監視指導や試験検査体制の充実を図り、府庁関係部局及び国や他の自治体などと連携し、広域化する流通食品の監視強化や緊急時対応の専門性の向上を図るとともに、食品衛生推進員「京の食『安全見はり番』」とも連携し、地域に根ざした監視指導を行うとあります。食品衛生推進員のレベルアップを図っていただき、これらのことを強めてほしいと考えます。

(6) その他

京都府と京都市の関連部局が緊密に連携をして共に成果をだされることを期待します。

以上